

総合医療保障プランに適用されている割引について

- 総合医療保障プランの保険金お支払い金額は、全国で101億円*を超え、万一の事故や、予期せぬ病気等への備えとして多くの組合員の皆さまにお役立ていただいております。(※2020年9月末実績)
- 総合医療保障プランは、「数多くの組合員の皆さまにご加入いただくことによるスケールメリット」ならびに「優良な損害率(全体の保険料とお支払いした全体の保険金の割合)」を背景に、過去より大幅な割引率が適用されております。2021年度は、保険金の割合が減少したため、優良割引率は前年の35%から40%にアップいたします。
- ひとえに皆さまのご協力の賜物と感謝申し上げます。しかし、医療費の高騰などを背景に病気の保険金支払いが増加する厳しい環境もございますので、今後も優良割引率を維持するため、下記「安定的な制度運営のためのお願い」について、引き続き組合員の皆さまの深いご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。
- 2021年度、総合医療保障プランでは、最大で約62%^(注)と大幅な割引率が適用されます。保険料負担が少なくご加入いただける本制度に、より多くの組合員の皆さまにご加入いただきませう、よろしくお願い申し上げます。

(注) 傷害部分(ケガの保障の部分)につきましては、団体割引30%、大口契約割引10%、優良割引40%が適用されています。割引前の保険料にこれらの割引を連算して割引後の保険料を算出しており、上記の場合、割引後の保険料水準は、割引前の約38%水準(= (1-30%) × (1-10%) × (1-40%))となります。傷害以外の部分につきましては団体割引30%優良割引40%が適用されており、同様の計算で割引前の約42%水準となります。

安定的な制度運営のためのお願い

- 総合医療保障プランは、全国の電力生協組合員間の相互扶助の観点から、万一の事故や予期せぬ病気等への備えとして、組合員の皆さまが「低廉な保険料で大きな補償を手に入れる」ことを目指して、制度創設以来運営しています。
- 総合医療保障プランの制度メリットを維持し安定的な制度運営を継続していくために、以下の点についてご理解くださいますよう、お願いいたします。

- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入ができない場合や補償内容を変更させていただくことがあります。
- 保険金をお支払いするために必要な事項^(注)の確認を行うために、保険会社より、医療機関など専門機関の診断結果の照会等を行うことがあります。

(注) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

ぜひ、制度趣旨をご理解くださいますよう、お願いいたします。